

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「本会」という。）の会長、会長代行、学識経験者である副会長（以下「副会長」という。）、顧問及び常務理事（以下「役員」という。）及び職員が職務のために旅行する場合に支給する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(旅行命令)

第2条 旅行命令は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、旅費の支給が可能である場合に限り発することができる。

(旅費の支給)

第3条 役員又は職員が出張した場合には、当該役員又は職員に対し旅費を支給する。
2 前項の場合において、当該役員又は職員が他の団体又は機関から旅費の支給を受けたときは、その額の限度において旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅行の経路及び方法)

第5条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの方法によって旅行がしがたい場合には、実際の経路及び方法による。

(旅行日数)

第6条 旅行日数は、職務のため必要最小限度の日数とする。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数については、この限りでない。

(精算払の原則)

第7条 旅費は、精算により支給することを原則とする。
2 精算により旅費の支給を受けようとする者は、旅費精算請求書（別紙1）を提出するものとする。
3 ただし、常務理事及び職員が、東京都内を目的地とする会議及び行事に出席した場合は、1ヶ月分を取りまとめて、「支出伺い（別紙2）」に変えることができるものとする。

(旅費の請求手続)

第8条 概算により旅費の支給を受けようとする者は、旅費概算請求書（別紙1）を提出するものとする。

2 概算による旅費の支給を受けた者は、当該旅行後ただちに旅費精算書（別紙1）により旅費の精算をしなければならない。

3 前項の規程による精算の結果、過不足があったときは、速やかに返納又は追給をしなければならない。追給を受ける場合は、必要な証拠書類を提出しなければならない。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、路程に応じた旅客運賃、急行料金及び特別急行料金を支給する。

2 急行料金、特別急行料金は、急行列車及び特別急行列車を運行する路程により行程100キロメートル以上の旅行をする場合に支給する。

3 前項において、座席指定車両が連結されている場合は、座席指定料金を支給する。

4 会長、会長代行、副会長及び顧問以外の者（同行者は除く。）には、特別車両料金（グリーン料金）は支給しない。

（航空賃）

第10条 旅行地が北海道、鳥取県、島根県、四国の全県、九州の全県及び沖縄県の場合の航空賃は、実際に支払った旅客運賃（旅客施設使用料を含む）を支給する。

2 前項以外の旅行地についても、用務の必要上、特に必要があると会長が認めた場合は支給することができる。

3 会長、会長代行、副会長及び顧問以外の者（同行者は除く。）には、優待席料金は支給しない。

（船賃）

第11条 船賃は、旅程に応じ船舶運賃を支給する。

2 優待席料金が設定されている場合は、これを支給する。

4 会長、会長代行、副会長及び顧問以外の者（同行者は除く。）には、優待席料金は支給しない。

（車賃）

第12条 車賃は、到着空港・駅から出張先までのバス料金を、路程に応じて支給する。

2 前項及び前項以外の旅程においてタクシーを利用した場合は、後日、領収書を添付して別途請求することができる。

（日当）

第13条 日当は、旅行中の日数に応じて、次により支給する。

役職名	会長・会長代行・副会長・顧問・常務理事	事務局長・4～8級の職員	3級以下の職員
支給額	2,600円	2,200円	1,700円

(宿泊料)

第14条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、次により支給する。

役職名	会長・会長代行・副会長・顧問・常務理事	事務局長・4～8級の職員	3級以下の職員
支給額	甲地	13,100円	10,900円
	乙地	11,800円	9,800円

※甲地は、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市をいう。

※乙地は、上記の甲地以外の都市をいう。

(都内出張)

第15条 常務理事及び職員が、東京都内を目的地とする会議及び行事に出席した場合は、実費交通費を支給する。

(その他)

第16条 会長、会長代行、副会長、顧問並びに常務理事以外の学識経験理事（理事以外で、特別に出席を依頼した者を含む。）が、総会、理事会及びその他の本会主催の会議及び行事に出席した場合は、次により旅費（日当を含む。）を支給することができる。

役職名	会長・会長代行・副会長・顧問	学識経験理事（常務理事を除く。）
総会・理事会	20,000円	10,000円
その他	10,000円	5,000円

(注) 総会・理事会は、対応時間が丸1日に及ぶことから上記の額とする。

(都道府県年金受給者団体の役職員の旅費)

第17条 都道府県年金受給者団体の役職員が、本会主催の会議等に出席する場合の旅費の取扱いは、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、平成29年7月1日から施行する

一般社団法人全国年金受給者団体連合会が主催する会議等に出席する 都道府県年金受給者団体の役職員に支給する旅費の支給基準

(目的)

- 1 都道府県年金受給者団体の役職員が、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「本会」という。）が主催する総会その他、本会が主催する会議等に出席する場合に支給する旅費（随行者には支給しない。）は、この基準に定めるところによるものとする。

(支給対象の会議等)

- 2 本会が主催する会議等とは、次のものをいう。
総会、役員会、理事会、監事監査、各種委員会、地区協議会等幹事県常務理事（事務局長）会議、国会議員等への陳情活動

(旅費の支給)

- 3 旅費の支給額は、次による。

(1) 旅費支給額表

役職等	交 通 費 (注)				日当 (円)	宿泊料 (円) (注3)
	鉄道賃(注1)	航空賃(注2)	船 賃	車 賃		
会 長 副 会 長	乗車に要する運賃	実際に支払った旅客運賃等	乗船に要する運賃	空港までのバス運賃	2,600	13,100
専務理事 常務理事 事務局長 (注4)	〃	〃	〃	〃	2,200	10,900
事務局長 (注5) 課長・職員	〃	〃	〃	〃	1,700	8,700

(注1) 特別優待席料金（グリーン料金等）は支給しない。

(注2) 航空賃の支給対象都道府県は、北海道、鳥取県、島根県、四国の全県、九州の全県とする。

(注3) 宿泊料は、会議開始時間等を勘案し、必要な場合に支給する。

(注4) 専務理事・常務理事が置かれていない都道府県の事務局長

(注5) 専務理事・常務理事が置かれている都道府県の事務局長

(支給方法)

4 旅費の支給は、前記3により計算した額を、精算払いにより、都道府県年金受給者団体の指定する口座に、振り込むものとする。

精算払いの方法については、別に定める。

附 則

1 この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この基準の一部改正は、平成29年7月1日から適用する。